

Q 労働者数が9人以下の事業場で1ヵ月単位の変形制をとる場合は、必ず労使協定によらなければなりませんか

A 労働者数が9人以下の事業場でも、1ヵ月単位の変形制の導入するにあたっては、労使協定の締結・届出の方法によるほか、就業規則またはこれに準ずるものに規定し周知する方法も認められています。

なお、この準ずるものに関し、9人以下の事業場においては、就業規則の作成・届出義務はありませんが、就業規則を作ることはむしろ望ましいことといえます。